

斎場建設基本設計業務プロポーザル実施要項

1 目的

五条広域事務組合により斎場を建設するにあたり、優れた設計者を選定するとともにその選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者を選定することを目的とします。

2 プロポーザルの名称及び方式

- (1) 名称 斎場建設基本設計業務プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル

3 主催及び事務局

五条広域事務組合

〒452-0901 愛知県清須市阿原向北55番地

電話 052-401-1181

ファックス 052-401-1183

電子メール gj-koiki@gjkoiki.or.jp

4 計画の概要

- (1) 施設の名称 (仮称)五条広域事務組合斎場
- (2) 建設予定地 愛知県清須市春日杵前59番ほか
- (3) 敷地面積 約17,800㎡
- (4) 建築面積 約2,700㎡(予定面積)
- (5) 延べ面積 約3,000㎡(予定面積)
- (6) 構造 指定はないが、耐震性、維持費、建設コストを考慮して決定。
耐震安全性Ⅱ類以上
※耐震安全性Ⅱ類：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの。

※その他詳細については、『斎場建設基本計画(案)』を参照。

5 選定方法

選定に係る審査は、斎場建設基本設計業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)による二段階審査方式で行います。

- (1) 第一次審査
プロポーザルに係る参加表明書等を審査し、技術提案書等の提出を求める者(以下「ヒアリング要請者」という。)を5者程度選定します。
- (2) 第二次審査(技術提案書等審査)
ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出した者を対象として技術提案書等を審査し評価します。
- (3) 第二次審査(ヒアリング)
ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出した者を対象として技術提案書等についてヒアリングを行い、第二次審査の評価得点を決定します。その評価得点に第一次審査での得点を加算し、最も高い得点を得た者(以下「受託予定者」という。)を選定します。

6 スケジュール(予定)

- (1) 「公募の公告」
平成29年7月12日(水)
- (2) 「参加表明書等」及び「技術提案書等」の提出に係る「質問書」の受付期限
平成29年7月19日(水)

- (3) 「質問書」に対する回答期限
平成29年7月27日（木）
- (4) 「参加表明書等」の提出期限
平成29年8月2日（水）
- (5) 第一次審査（結果の公表）
平成29年8月10日（木）
- (6) 「技術提案書等」の提出期限
平成29年9月14日（木）
- (7) 第二次審査（技術提案書）
平成29年10月6日（金）（別途通知）
- (8) 第二次審査（ヒアリング）
平成29年10月12日（木）（別途通知）
- (9) 第二次審査（結果の公表）
平成29年10月19日（木）

7 参加資格等

- (1) 参加資格要件（下記の全ての要件を満たすこと。）
 - ア 愛知県内に本店、支店又は営業所があり、五条広域事務組合入札参加資格（設計・測量・建設コンサルタント）を有する者であること。ただし、平成29年8月2日までに登録が完了した者は参加資格を有する者としす。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 参加表明書等の提出時において、五条広域事務組合指名停止取扱内規に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者、清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年5月24日付け清須市長・西枇杷島警察署長締結）及びあま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令第46号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - オ 平成19年4月1日以降に齋場又は国、地方公共団体若しくはこれらに類する団体が整備する延べ面積3,000㎡以上の建築物（住宅は除く。）の建築実施設計の実績があること。（構造、設備のみの実績は不可）
ただし、これらに類する団体とは、次による。
 - (ア) 地方住宅供給公社法第1条に定める地方住宅供給公社
 - (イ) 独立行政法人通則法第2条に定める独立行政法人
 - (ウ) 地方独立行政法人法第2条に定める地方独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第2条に定める国立大学法人
 - カ 総括責任者は、上記オの実績を持つ者であること。
- (2) 参加表明書等の提出は、参加を表明する者につき、所属1提案のみとします。
- (3) 参加表明書等を提出する者は、本業務に関する専門分野（総括責任者及び意匠担当主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができます。ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所は、(1)の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、2以上の参加表明書等を提出する者の協力者（協力事務所）となることはできません。

8 参加表明等の手続

- (1) 資料等の入手
五条広域事務組合のホームページ (<http://gjkoiki.or.jp/>) からダウンロードしてください。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出期限 平成29年8月2日(水) 午後3時(必着)

イ 提出場所 事務局

ウ 提出方法 事務局へ持参(郵送不可)

エ 提出書類(各2部提出)

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 一級建築士事務所登録通知書の写し

(ロ) 事務所の技術職員・資格(様式3)

(ハ) 事務所の主要業務実績書(様式4)

(ニ) 各担当の業務実績書(様式5-1・5-2)

(ホ) 上記に係る裏付け書類

(ヘ) 協力事務所の内容等(様式6)

オ その他

参加表明書等を提出した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

(3) 質問書の提出手続等

ア 質問書の提出場所及び方法

質問は、質問書(様式1)を用い、事務局にファックスまたは電子メールで提出してください。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行ってください。

イ 質問書の提出期限 平成29年7月19日(水) 午後3時(必着)

ウ 質問書の回答 平成29年7月27日(木) 五条広域事務組合ホームページに掲載します。

9 第一次審査

(1) 評価基準

評価項目(配点)	評価事項
事務所の能力 (15点)	技術職員・資格 事務所の業務実績、受賞歴
技術者の能力 (15点)	資格・業務実績 建築CPDの実績

構造及び設備設計一級建築士は加点評価をします。

(2) 結果の公表 平成29年8月10日(木) 予定

(3) 公表の方法

公表は、五条広域事務組合ホームページへの掲載、及び参加表明者全てに対し、書面により通知します。その結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

10 技術提案書等の提出手続

(1) 資料等の入手

五条広域事務組合のホームページ(<http://gjkoiki.or.jp/>)からダウンロードしてください。

(2) 提出期限 平成29年9月14日(木) 午後3時(必着)

(3) 提出場所 事務局

(4) 提出方法 事務局へ持参(郵送不可)

(5) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案提出書(様式7) 2部

イ 技術提案書(様式8) 15部

ウ 取組体制説明書(様式9) 15部

(6) 提案課題

『斎場建設基本計画（案）』を踏まえ、以下の課題について提案してください。提案については、1者につき1案とします。

ア 基本コンセプト

斎場建設に係る実施方針・テーマ、住民協議の決定事項の遵守

※ 別添参照（資料3-1）

イ 周辺環境と調和し、人と自然にやさしい施設

清須市の都市計画との整合、周辺の生活環境・自然環境との調和など

ウ 人の生死や尊さを実感できる施設

故人への敬意と感謝の気持ちを高める、荘厳で落ち着いた雰囲気創造など

エ 機能的で利便性の高い施設

高水準の火葬施設を設ける、シンプルで使いやすい空間創造

オ 効率的で安全・安心な事業運営できる施設

経費の節減と合理的な運営、安全で安心な施設環境など

カ 取組体制

適正な技術者配置と取り組み能力

(7) その他

ア 本プロポーザルの目的は、優れた設計ができる設計者を選定することにあります。提案者は、本設計にあたっての考え方を技術提案書（様式8）に、文章で効率かつ簡潔・明瞭に表現してください。技術提案書はA3を使用し、2枚までにまとめてください。なお、文章を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できますが（着色、彩色可）、具体的な設計図、模型は使用できません。

イ 電送、電子媒体（CD-R等）による提出は、受け付けません。

ウ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

エ 提出期限後における提出書類の再提出及び修正は認めません。また、設計業務を受託することとなった場合、各担当の業務実績書（様式5-1・5-2）に記載された総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると五条広域事務組合が認めた場合を除き、変更することはできません。

11 第二次審査（ヒアリング）

(1) 日程等

ア 日時 平成29年10月12日（木）午後 予定（別途通知）

イ 場所 別途通知

ウ 集合時間 別途通知

(2) 評価基準

評価項目（配点）	評価事項
提案チームの対応 （70点）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針の妥当性 ・提案の的確性、独創性、実現性 ・取組体制、取組意欲

(3) 受託予定者の決定

委員会は、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、受託予定者を選定します。

(4) 公表の方法

公表は、五条広域事務組合ホームページへの掲載及びヒアリング要請者全てに対し、書面により通知します。その結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

(5) ヒアリングの際の留意事項

ア ヒアリングの出席者は、自己の出席時間以外の入室（傍聴）は認められません。

イ ヒアリングの出席者は、3名（提案チームの担当者）までとします。

ウ ヒアリングの内容は、技術提案書（様式8）及び取組体制説明書（様式9）の説明（プレゼンテーション）並びに選定委員からの質疑とします。

エ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書等（プロジェクターを使用した拡大映像は可）のみを使用すること。なお、提出した技術提案書等以外を拡大使用した場合は、失格となります。

オ 拡大映像で説明する際のプロジェクター（エプソン製EB-W18）については事務局で準備します。

12 報酬

プロポーザルの参加報酬はありません。

13 設計等の委託

(1) 業務名

斎場建設基本設計業務

(2) 契約手続

五条広域事務組合は、委員会の結果、最も高い得点の提案者を受託予定者として基本設計業務契約交渉を行うものとします。ただし、この交渉が不調となった場合、当該受託予定者が地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなった場合、五条広域事務組合指名停止取扱内規に基づく指名停止を受けることとなった場合及びその他の理由で契約をできなかった場合は、委員会による評価が次順位の者と交渉を行うものとします。

なお、五条広域事務組合は、基本設計業務の受託者を相手方として、次年度に予定している実施設計業務委託について別途契約をする予定です。ただし、適性が認められない場合は、この限りではありません。

(3) 基本設計業務委託料

設計業務委託料の目安 概ね 28,300千円（消費税込み）

(4) 委託期間

平成30年3月28日まで（予定）

(5) 設計業務の内容

斎場建設基本設計業務委託仕様書（案）による。

(6) その他

ア 技術提案書等に記載された内容及びヒアリングの内容は、基本的に尊重しますが、本プロポーザルは、設計適格者を選定するものであることから、契約対象となる基本設計業務の内容は、五条広域事務組合と十分協議のうえで決定することとなります。

イ 五条広域事務組合により選定される火葬炉設備業者と協力し、基本設計業務を行うこととします。（10月末選定予定）

ウ 『斎場建設基本計画（案）図10配置計画図』にある用水の移設及び道路の拡幅については、別途設計及び工事とします。必要に応じて、五条広域事務組合により選定された造成工事設計受託者と協力し、基本設計業務を行うこととします。

14 失格条項

ヒアリング要請者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

(1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(2) この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接、又は間接に求めた場合

(3) 技術提案書を複数提出した場合

(4) ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合

(5) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合

(6) 選定委員と利害関係があると認められた場合

(7) 五条広域事務組合による斎場建設に係る火葬炉プロポーザルに参加する場合

(8) その他委員会が不適格と認める場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルの作成・提出に要する費用は、参加表明者の負担とします。
- (2) 提出された技術提案書等の知的所有権は提出者に所属しますが、五条広域事務組合は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成します。
- (3) 提出された技術提案書等は返却しません。また、五条広域事務組合は、これらの書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (4) 現地見学会は開催しません。なお、参加表明者が現地見学、又は調査を行う場合は事前に事務局へ連絡し、地元住民に十分配慮してください。
- (5) 本設計業務を受託した者（協力事務所を含む）が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面において関係があると認められる場合、当該関連する企業は本件業務に係る工事の入札に参加し、または当該工事を請負うことができません。
- (6) ヒアリング要請者のうち技術提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではありません。